

核不拡散科学技術国際フォーラム

第1部 パネルディスカッション1

1. IAEA追加議定書の普遍化のための日本の貢献
2. 輸出管理強化に係る日本の取組

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部

平成18年5月18日

IAEA追加議定書の普遍化のための日本の貢献

1. 追加議定書とは

- (1) 1990年代初頭のイラク、北朝鮮の核問題を契機に作成された、IAEAと保障措置協定締結国との間で追加的に締結される保障措置強化のための議定書（1997年5月、モデル追加議定書がIAEA理事会により採択）。
- (2) 追加議定書を締結した場合、IAEAは、その国において保障措置協定よりも広範な保障措置を行う権限を与えられる。具体的には、追加議定書を締結した国は、①従来の保障措置協定（包括的保障措置協定）において申告されていない原子力に関連する活動に関し申告を行うこと、②従来の協定においてアクセスが認められていない場所等への補完的なアクセスをIAEAに認めること等が義務づけられる。

2. IAEA追加議定書の普遍化に向けた日本のイニシアティブ

- (1) 1999年12月、核不拡散体制の強化を図るためには、追加議定書の締結促進を図り、以てIAEA保障措置を強化することが重要との認識の下、原子力発電を行っている国では初めて追加議定書を締結。さらに、IAEAや関係国と協力しつつ、追加議定書普遍化のためのイニシアティブを積極的に推進。
- (2) 2000年9月の第44回IAEA総会においてIAEA保障措置強化のための「アクションプラン」を提案して以来、追加議定書の普遍化を日本の核不拡散外交の一つの柱として位置づけ、2001年6月、アジア・太平洋諸国を対象に東京においてセミナーを主催し、その後IAEAにより開催されてきた他の地域セミナー（中南米、中央アジア、バルト3国、アフリカ、大洋州等）に対して、人的・財政的貢献を継続的に実施。

- (3) 2002年12月、これらの地域セミナーの集大成として、IAEAの協力の下、「IAEA保障措置強化のための国際会議」(International Conference on Wider Adherence to Strengthened IAEA Safeguards)を主催。同会議は、①参加者の総意による議長サマリーを発出、②これまで開催された追加議定書の締結促進のための地域セミナーの成果を共有、③中国を除く核兵器国及びEU諸国に対し、追加議定書の早期批准を期待するという具体的メッセージを発出、④「追加議定書フレンズ会合」の設立を提案、といった成果を挙げた。
- (4) 2003年4月、我が国ウィーン代表部が「追加議定書フレンズ会合」を非公式に立ち上げ、今日までの計5回の会合(於：ウィーン)において、上記議長サマリーに盛り込まれた事項、特に、①二国間及び地域レベルの追加議定書普遍化の方途の検討、②追加議定書の重要性に対する政治的関心を高めること、③法的及び技術的分野等で締結促進の障害となる要因の除去等の課題に取り組んでいる。
- (5) 2003年8月、「日イラン追加議定書実務協議」を東京で開催し、日本の追加議定書の実施の経験をイランと共有することで、イランによる追加議定書の署名・批准を促進(イランは2003年12月に追加議定書署名)。
- (6) 2003年11月、05年2月及び本年3月、アジア不拡散協議(AS TOP)を東京で主催し、主としてASEAN諸国の追加議定書に関する理解の増進、締結の障害となる要因の除去等に向け努力。
- (7) 2004年9月以降、G8議長国(04年米国、05年英国、本年ロシア)の主導による共同での申し入れに積極的に参加し、追加議定書の未締結国に対する働きかけを実施。その他、2国間対話の場等、様々な機会を捉え、特にブラジル、アルゼンチン、ベトナム等原子力活動及び計画を有する未締結国に対し働きかけを実施。

3. 成果

(1) 追加議定書署名・締結国の増加

IAEA追加議定書の署名・締結国は着実に増加し、2006年3月現在の締結国は75ヶ国、署名国は107ヶ国（2004年以降、あらたに37ヶ国が締結）。

(2) イラン、リビアによる署名

2003年12月にイラン、2004年3月にリビアがそれぞれ署名。

(3) 東南アジア諸国による署名

2005年後半、シンガポール、タイ及びマレーシアが相次いで署名。

(4) IAEA総会決議

追加議定書の普遍化に関するIAEA行動計画を実践している国として、日本の名前が2003年以降のIAEA総会決議において特記。

(了)

輸出管理強化に係る日本の取組

我が国は、大量破壊兵器やミサイル、特定の通常兵器そのもの、またその製造方法、原材料等が懸念国等に渡らないようにするための輸出管理の国際的レジームの一員として厳格な輸出管理を実施するとともに、我が国とアジア地域全体の安全保障にとり極めて重要であるアジア地域を中心に以下の輸出管理協力等を実施。

1. 研修・セミナー

アジアにおける不拡散体制の強化のためにはアジア諸国・地域の協力が不可欠であるとの認識のもと、主にアジア諸国・地域を対象として、輸出管理の重要性に対する共通認識の向上及び輸出管理制度の強化に資する以下の研修・セミナー関連協力を実施。

(1) アジア輸出管理セミナー（詳細資料別添1）

・1993年より毎年計13回開催。政策担当者、民間企業、研究機関等から参加。

(2) アジア不拡散協議（ASTOP）（詳細資料別添2）

・2003年より毎年開催。アジア諸国、豪州及び米国から不拡散政策担当者が参加。

(3) アジアにおける輸出管理運用技術向上

・1999年より毎年開催。国際協力機構（JICA）が実施し、アジア諸国の政府関係者が参加。

(4) アジア諸国における輸出管理セミナー開催

・アジア諸国から政府及び関係機関の関係者が参加。2004年にはインドネシア、フィリピン、タイ及びベトナムにおいて、2005年にはカンボジア、ラオス、ブルネイ及びパキスタンにおいて開催。

(5) 特定商品識別研修

・ 2005年1月、シンガポールにおいて税関関係者に対し米国及び豪州と共同開催。

(6) 産業界アウトリーチセミナー

・ 2005年2月、韓国で民間企業の輸出管理に対する理解増進セミナーを韓国と共催。

・ 2004年3月、中国で、2005年5月シンガポールで同様のセミナーを開催。

(7) 輸出許可に係るワークショップ

・ 2005年にシンガポールで開催。

2. 無償資金協力

通常の一般プロジェクト無償資金協力の他に、2006年度より、テロ対策及び治安対策支援として、「テロ対策等治安無償資金協力」を導入。

(1) 一般プロジェクト無償資金協力の過去の協力案件例

・ 2004年度実施案件「インドネシア主要空港・港湾施設に対する機材供与」

(内容：X線検査装置、金属探知器、爆発物探知装置、等)

(2) テロ対策等治安無償資金協力で想定しうる具体的協力内容

- ・ 空港・港湾保安システム整備
- ・ テロ・海賊対策用船舶供与
- ・ 法執行機関のキャパシティ・ビルディング

(了)

第 13 回アジア輸出管理セミナー

2月21日～23日、東京において第13回アジア輸出管理セミナーが外務省及び経済産業省の協力の下に開催された。本セミナーは、アジア諸国・地域の輸出管理専門家を対象に、1993年より毎年度行われているものである。

- セミナー参加国・地域 : ブルネイ、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、台湾、タイ、アラブ首長国連邦（ドバイ）、ベトナム
- セミナー協力国・地域 : 豪、独、香港、韓、シンガポール、英、米

1. セミナー開催の背景

- (1) アジア諸国・地域、特に ASEAN 諸国においては、経済発展に伴い、大量破壊兵器の開発に転用可能な物資・技術の生産能力を獲得してきていることに加え、第三国への中継貿易地として発展を遂げているところもあり、これらの国・地域が拡散者による違法な調達活動に意図せずして関わる危険性が高まっている。
- (2) 本セミナーは、このような状況を踏まえ、アジア地域の不拡散体制整備のためにはこれら諸国・地域の協力が必要不可欠との認識の下、1993年から毎年開催してきているものであり、アジア諸国・地域の輸出管理の重要性に対する共通認識を高め、その輸出管理制度を強化することにより、アジア地域及び国際的な不拡散への取組の強化に資することを目的とする。

2. 今次セミナーの概要及び評価

- (1) 最近の大量破壊兵器の拡散と輸出管理を巡る動向、アジアにおける輸出

管理政策の進展、輸出管理制度の強化に係る課題、効果的な輸出管理制度、産業界への普及啓発、国際連携といった議題につき議論が行われた。

- (2) 21 カ国及び地域が参加し、昨年度新たに参加したパキスタン及びアラブ首長国連邦（ドバイ）がプレゼンテーションを行うなど貢献を行ったのを始めとし、アジア広域の輸出管理関係者が非常に活発な議論を行うなど、成功裡に終わった。
- (3) 今次セミナーにおいては輸出管理強化の重要性の認識がより深まっていることが伺えたが、今後とも我が国としてこれら諸国・地域に対する働きかけを継続していく方針である。

第 3 回アジア不拡散協議 (ASTOP-III)

(概要と評価)

2月13日、東京（外務省）にて我が国主催により第3回アジア不拡散協議 (ASTOP-III: The 3rd Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation) が開催された。その概要と評価は以下のとおり。

1. 概要

(1) アジアにおける不拡散体制の強化に向けた意見交換

今次協議には、ASEAN 10ヶ国、米国、豪州、韓国及び我が国の14ヶ国（中国は欠席）より、局長級の不拡散政策担当者が出席した。

協議の冒頭に金田外務副大臣による冒頭スピーチ（別添）が行われ、その後、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題につき、自由かつ活発な意見交換が行われた。議長は中根軍縮不拡散・科学部長が務めた。

(2) 議論の概要

(イ) 大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に関する最近の動き

国際社会の重大関心事項である北朝鮮による大量破壊兵器等の拡散及びイランの核問題について取り上げられた。北朝鮮については、昨年9月の第4回会合で採択された共同声明やその後の動き等につき説明した上で議論を行った結果、北朝鮮の大量破壊兵器等の拡散がアジア地域のみならず国際社会全体に対する深刻な脅威である点、平和的解決を目指す枠組みである六者会合プロセスを支持するとの点で各国の認識が一致した。

また、イランについては、同問題の安保理への報告を含む2月のIAEA理事会決議についての評価や今後予想される動き等につき意見交換を行い、イラ

ンが国際社会の懸念を真摯に受け止めて対応していくことの重要性が共有された。

(ロ) 国際的な不拡散体制を強化するための最近の取組

核燃料サイクル技術の制限を巡る諸提案及び2004年2月に採択された国連安保理決議1540の履行問題が取り上げられた。前者については、核燃料供給保証の枠組み構築等に関する国際的な議論が紹介された。後者については、各国が同決議を履行することの重要性が強調され、同決議の下で求められている報告書の作成に関する各国の経験が共有された。

(ハ) 過去のASTOPのフォローアップ

過去2回のASTOPにおいて議題となった不拡散にかかる主要な取り組みである①国際原子力機関（IAEA）追加議定書、②弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）、③輸出管理の強化、④拡散に対する安全保障構想（PSI）について、その締結、参加及び実施に向けた各国の取組が紹介され、これらの分野における各国の理解が深められた。

(ニ) 不拡散にかかる措置の実施のための支援の可能性

第2回ASTOPにて、特にASEAN諸国より関連条約・規範等の国内履行に際して直面する障害・問題点について指摘があったことを踏まえ、今次協議では、我が国をはじめ、かかる分野で支援を行う立場にある国より、自国の支援プログラムの基本方針や実施状況等が紹介され、これに対し支援を受ける立場の国よりは、国内事情を踏まえた具体的支援のニーズが明確にされた。

2. 評価

(1) アジア地域におけるアウトリーチ活動への貢献

我が国はこれまで、様々な機会を利用してアジア地域における不拡散体制の強化に向けた精力的な働きかけ（アウトリーチ）を実施してきたが、不拡散に関する幅広いテーマについて自由な意見交換を行う場であるASTOPを継続

的に主催し、不拡散分野の諸問題についての参加国の理解を深めることにより貢献を行うことができた。

また、アジア各国からは、我が国の努力について高い評価が得られたほか、参加国以外からもASTOPへの高い関心が示されるなど、ASTOPがアジアにおける不拡散問題を包括的に議論するための会合として有益であることが改めて認識された。

(2) アジア諸国による積極的取組の確認及び経験の共有

今次協議では、不拡散に関連する様々な分野において積極的な取組を実施している国より、その経験に基づいた詳細な説明がなされ、不拡散体制強化に向けた努力の着実な進展が確認された。また、今後他の国が当該分野での取組を強化していく上で参考となる情報が参加国間で共有された。例えば、国連安保理決議1540の履行に関する韓国の取組、昨年新たに追加議定書を署名したタイ、シンガポール、マレーシアの取組、PSIにおけるシンガポールやフィリピンの取組、HCOCの普遍化のためのフィリピンの取組などが参加国間で共有された。これにより、これらの分野における理解が増進され、今後の積極的な取組を促進する効果が生まれた。

(3) 不拡散にかかる措置の国内実施強化に向けた協力の具体化

今次協議にて、支援国及び被支援国のそれぞれが重視する協力の具体的態様を示され、両者を結びつけるための議論が行われた結果、双方の利益に合致する形の支援の実現に向け、今後関係国が協議していくための基盤が作られた。例えば、我が国が来年度より導入を検討しているテロ対策等治安無償スキームに関する説明を受け、自国のニーズに合致するものとして関心を示す国があるなど、今後の具体的協力の方向性がより明確に示された。 (了)